

## トライアル及びローナーライセンス 補足条項

本トライアル及びローナーライセンス補足条項(以下「トライアル及びローナー条項」という。)は、注文に明記されたシーメンスの法人(以下「SISW」という。)と注文を受諾したお客様(以下「お客様」という。)との間のエンドユーザーライセンス契約(以下「EULA」という。)を修正するものであり、「TRIAL」又は「LOAN」としてオーダーフォームに特定された製品のみに関して適用されます。本トライアル及びローナー条項は、EULA及びすべての適用される補足条項と共に、両当事者間の契約(以下「本契約」という。)を形成します。矛盾がある場合、本トライアル及びローナー条項がその他の補足条項よりも優先し、その他の補足条項がEULAよりも優先されます。本条項で用いられる用語は、本契約に定義されている意味を有します。

1. **ライセンスタイプ** 以下のライセンスタイプは、個々のトライアル及びローナー製品に関して提供されます。オーダーフォームに記載する、一定の製品に関する追加ライセンス及び使用のタイプが指定されます。トライアルライセンス及びローナーライセンスには、(a) EULA、(b) <https://www.plm.automation.siemens.com/global/en/legal/online-terms/index.html> に記載するすべての適用される製品固有の補足条項(参照により本条項に組み込まれます)、及び(c)本トライアル及びローナー補足条項の条件が適用されます。本契約のライセンス付与は、以下のライセンスタイプに詳述する制限を組み込むことで変更されます。
  - 1.1 「**トライアルライセンス**」とは、トレーニング、ベンチマークテストを含め、商用、プロフェッショナル又は生産上の目的ではなく、評価目的でのみ付与される、オーダーフォームに特定する期間限定のライセンスを意味します。
  - 1.2 「**ローナーライセンス**」とは、オーダーフォームに特定する月数の期間限定のライセンスを意味します(すなわち、1LOANは1か月間のローナーです)。適用されるオーダーフォームに別段の定めがない限り、お客様はローナーライセンスに基づき、以下の目的で製品を使用することができます。(i)お客様のビジネスの技術的状況に対する臨時的回避策を可能にすること、(ii)お客様によるシステムのテスト、サーバーの移行又はリミックスの評価を促進すること、(iii)お客様又はSISWが実施する社内トレーニング、(iv)プロダクションのための一時的サポート。
2. **追加ライセンス条項** お客様は、トライアルを実施するために知る必要があるお客様の従業員以外の人物に対して、トライアルライセンスに基づく製品を開示しないものとします。
3. **保証及び責任の否認、保守サービスの否認** 本契約の別段の定めにかかわらず、トライアルライセンス又はローナーライセンスに基づき提供される製品はお客様に「現状有姿」で提供され、保守サービス、保証、及びお客様、お客様の関連会社又は任意のユーザーを補償及び防御する義務を伴いません。SISW及びそのライセンサーは、本契約に基づき提供されるトライアル及びローナー製品について、商品性、特定目的への適合性、又は不侵害に関する黙示的保証を含め、いかなる種類の保証も行いません。お客様との通信における本製品、機能又は保守サービスに関する表明は技術情報を構成するもので、保証又は担保を構成するものではありません。SISWは、本製品の動作について障害がない又はエラーがない旨の保証は行いません。いかなる場合においても、SISW、SISWの関連会社、SISWのライセンサー、並びにその役員、取締役及び従業員はお客様に対して、本契約に起因又は関連するすべての請求又は損害について、訴訟形態にかかわらず、また契約、不法行為、又はその他のいずれであるかを問わず、一切責任を負いません。
4. **契約終了** トライアルライセンス及びローナーライセンスは、お客様が本契約のいずれかの条項を遵守しなかった場合、直ちに終了します。更新又は新規リリースを取得したとしても、トライアルライセンス又はローナーライセンスが指定された期間を超えて延長されることはありません。